

書評

中国社会科学学院
歴史研究所清史研究室編

『清史論叢』第三輯

夫馬進

評者はかつて、『史学雑誌』—回顧と展望—一九七九年において、『清史論叢』が創刊され、手堅い研究を満載していることを紹介したことがある。『清史論叢』は中国社会科学学院歴史研究所清史研究室で編纂され、一九七九年に第一輯が出版されてから、一九八〇年に第二輯が、そして一九八二年に第三輯が出版された。第四輯もすでに出版され、今第五輯の印刷が進んでいるという。『清史論叢』に収録された諸研究が、『清史研究集』（中国人民大学清史研究所編）に収録されるものとともに、そのまま現時点における中国清代史研究界の水準を示すと考えるのは、おそらく評者だけではない。

第三輯に収録された論文と筆者は、以下のとおりである。

- (一) 『擬丁入地』を論ず……………郭松義
- (二) アヘン戦争前の清代に農業資本主義萌芽が緩慢に
発展した主な原因を試みに論ず……………吳景愷

- (三) 明清兩代江西景德鎮の官窯生産と陶政……………王鈺欣
- (四) 清代の茶馬貿易……………林永匡
- (五) ドルゴンと清朝統治の樹立……………李格
- (六) 清初逃人法の社会的影響を試みに論ず……………吳伯姬
- (七) 八旗制度のいくつかの問題について……………周遠廉
- (八) 入関前の八旗兵数問題……………李新達
- (九) 王聰児評價のいくつかの問題を試みに論ず……………許曾重
- (一〇) 清代土司制度……………張捷夫
- (一一) カルカ蒙古南遷の過程と原因の分析……………袁森坡
- (一二) 清代題奏文書制度……………鞠德源
- (一三) 乾隆四十年カラフト島満文文件翻訳訂正……………閔嘉録・張錦堂・王桂良

- (一四) 方以智の晩年活動について—アメリカ余英時教授『方以智晩節考』『新証』『新考』読後……………任道斌
- (一五) 柳敬亭の生年およびその他について—陳汝衡先生との協議……………何齡修

以上の論文のほか、『読史札記』として、
山西省地丁合一完成の年代……………史志宏
北京楊起隆起義簡述……………李尚英・王政堯
が附載される。

《編集後記》によれば、執筆者計二〇名のうち、一〇名が中国社会科学学院歴史研究所清史研究室の人員であるという。これから『清史論叢』を実質的には歴史研究所清史研究室の研究報告と見なすことができるが、しかし、中国人民大学清史研究所や全国の大学・社会科学学院との学術交流がはかられ、これらの機関の研究

者も執筆に加わっている。また、〈編集後記〉には、「本専刊各号に発表した文章に対して、国内外の史学研究者と読者が厳しく論評紹介・批判されんことを、われわれは心より希望する」との編集委員の言葉が載せられている。評者が本論叢の紹介・批評を編集委員の先生から依頼されたのも、このためであると考えられる。しかし、本論叢に収録された諸研究があつたか、各個の各方面にわたる問題のすべてに対して、論評を加えることは、評者の能力をはるかに超えることである。さらには、各個の研究の要旨を紹介することさえ、紙数の制限から不可能である。とすれば、ここでの評者の役目は、各個の論考の要旨を紹介することではおそらくなく、若干数の論考に限って、その論考の意義を述べ、さらに、同じ問題についてなされてきた日本の研究を紹介し、両者を対比することにより、両者に潜む問題点を指摘することである。このため、ここで紹介しうる論考は、(一)(四)(三)の四つに限られる。

二

郭松義「『攤丁入地』を論ず」は、日本で普通、地丁併徴の実施、あるいは地丁銀制の成立といわれる問題についての研究である。この種の研究は、現在中国で盛んにおこなわれているようであるが、しかし、今回の郭松義氏の論考は、六〇ページに及ぶ大作であり、最高水準を示すものである。本論考の大きな意義は、第一に、地方志等を活用しながら、地丁銀制実施の各省における特殊事情を詳細に追求した点と、第二に、「攤丁入地」と匠班銀、竈丁銀、屯丁銀との関連を明らかにした点にある。前者について

言えば、従来の研究でもなされてはきたが、本論考のように多くの史料を提示しつつ考究されることはなかった。これにより、各省で地丁併徴が実施された年代がより正確になっており、これは、たとえば先行する李華「清代前期賦役制度の改革——『盛世滋生人丁は永久に加賦せず』から『攤丁入畝』へ——」〔『清史論叢』第一輯、一九七九〕ページ一〇六と、今回の論考ページ四四〇四五を比較すれば明らかである。

わが国において、地丁併徴をはじめて本格的に考察したのは、北村敬直「清代における租税改革（地丁併徴）」〔『社会経済史学』第一五巻第三・四合併号、一九四九、のち北村敬直「清代社会経済史研究」一九七二、所収〕であった。北村敬直氏は、地丁併徴の起源、先行例とその意義に論及するとともに、郭松義氏と同様、各省における地丁併徴の実施年代を研究している。仮に、この問題にかぎって、北村「清代社会経済史研究」ページ六七と、郭松義論考ページ四四〇四五を比較対照すれば、これまで各省における実施年代について北村氏の見解と中国の研究者の見解との間に見られた多くの違いは、ほとんど解消していることがわかる。広東・浙江・広西の各省での実施年代についての両者の差違は、北村氏が『光緒会典事例』に記載される実施が裁可された年よりも、実際の実施年を一率に翌年にくり下げたのに対し、郭松義氏は実施が裁可された年に実際に施行されはじめた可能性を否定できない、と考えたために生まれたものであろう。

日本では、北村敬直氏による論考が出てから、これをひき継ぎ、藤田敬一「清初山東における賦役制について」〔『東洋史研究』第二四巻第二号、一九六五〕、小山正明「賦・役制度の改革」〔『岩

波講座世界歴史』第十二巻、一九七二）、重田徳『清代社会経済史研究』（一九七五）所収の「清朝農民支配の歴史的特質——地丁銀成立のいみするもの——」（もと一九六七）、「一条鞭法と地丁銀との間」（もと一九六七）、「地丁銀の成立と農民」（もと一九六八）、などが公表された。このなかで、地丁銀成立の意義について、特異な観点から明確に位置づけたのは、重田徳氏であった。重田氏は、地丁銀成立の歴史的意義を「地丁銀」の中に実現されていた王朝の個人身身的支配の理念そのものの廃滅として把握し、地丁銀の成立によって地丁銀部分が土地税の中に攤入・解消されるようになったことは、佃戸層が王朝に対する直接的税負担から解放されたことを意味し、王朝支配から解放された彼らは、かわって地主制の大土地所有者の支配におかれ、これ以後明確に地主層と大土地所有者が、時の政治権力（王朝）を「通じて」彼らを支配することとなった、と理解したのである。また、地丁銀の施行は、必ずしも農民の階層分化を抑止する効果をもたず、かえってそれを促進するものであり、これ以後、中国諸王朝が伝統的に継承してきた小農民保護政策は明白に廃棄されたとしている。このような地丁銀制の理解が、その後重田徳氏によって展開される「郷紳支配」論のための重要な支柱となったことはいうまでもない。

郭松義氏も、第九章において「攤丁入地」の意義を述べ、官僚士大夫たちが力をつくして攤丁入地に反対し、その実施を阻止しようとしたことを強調し、これが郷紳富戸に不利で、一般の土地を持たぬ貧民や自作農・中小地主に歓迎されるものであったことを強調している。ここに、地丁銀成立の意義をめぐって、重田徳、

郭松義両氏の間に、微妙ではあるが重大な理解のずれがあることに気付くであろう。すなわち、重田氏にとって、地丁銀の成立は、王朝国家によるのではない、郷紳、大土地所有者層による農民支配が成立するための、重要な前提として把握されるのに対し、郭松義氏は、地丁銀の成立を彼ら郷紳、大土地所有者層に不利なもの、と把握しているのである。郷紳、大土地所有者層に不利な政策（郭氏）が、何故、「郷紳支配」を成立させ、これを支える（重田氏）ことになるのであろうか。

この矛盾について、重田徳氏は明確な解答を用意しないだけでなく、この矛盾を指摘さえしていないようである。地丁銀の成立以後、つまり重田氏によれば「郷紳支配」が明確に成立して以後も、王朝権力が依然として存続し、中央集権的政治形態が持続したという現象を、地主層が階級的支配を実現するために時の政治権力を「通じて」支配したのだ、と述べるだけである。しかし、郭松義氏が明瞭に述べるように、地丁銀制は郷紳、大地主層に不利なもので、彼らの要請によって生まれたものではなく、彼らの反対に直面しながら、王朝権力の徴税上の利点から、王朝権力そのものの要請によって生まれたものではないのか。

郭松義氏は、紳衿富戸に不利な地丁銀制が、彼らの反対にもかかわらず成立した原因を、「地主階級の目先の利益と長期にわたる利益との矛盾を不断に調整することこそ、封建国家がその国家の職能をはたす一種の表現である」と説明する。あるいは、「地主階級国家は統治の基礎を維持し、拡大するため、一方で地主層に各種の政治経済特権を与えて彼らの搾取権益を保護すると同時に、一方で、彼らが過度に勢力を膨脹させてその階級の根本

的利益をそこなうようになることを許さないものだ」と説明している。ここで言われる地主階級国家とは、先の封建国家と同じものを示すと考えられるが、しかし究極のところどのような国家と考えればよいのか不明である。

重田徳氏の説明が、十分な説得力を持ちえないように、郭松義氏の説明も十分な説得力をそなえていたと言いたい。それは、歴史的諸事象を相矛盾することなく統合的に説明しうるにたるような「国家論」を、われわれがまだ十分に獲得していないからであらう。郭松義氏はすでに「江南地主階級と清初中央集権の矛盾およびその発展と変化」〔清史論叢〕第一輯、一九七九を公表し、そこで反剃髮鬪争、科場案、哭廟案、奏銷案などを実に興味深く分析し、描いてみせたが、しかし、地丁銀制が郭氏が述べるように中央集権の財政にとって有利で江南地主階級にとって不利であるなら、当然この論文で触れられてしかるべきであるのに、一切触れられなかった。つまり、これら諸事件に勝利した中央集権国家＝王朝国家が、その後地丁銀制の実施にむけてどのように動いたかという、反剃髮鬪争等諸事件と地丁銀制実施との有機的連関が、先回の論考でも今回の論考でも一切説明されない。この原因の一つは、ここで国家論が大きいかかわってくるからではないか。

地丁銀制の成立について、それを明代の一条鞭法の延長としてとらえ、その完成形態としてとらえるのは、もちろん正しい。しかし、こと新しく言うまでもなく、それが府・州・県の単位ではなく省単位で施行されたこと、ほとんどの省で康熙末年から雍正年間に実施されたことを、もっと注意してよいのではないか。つ

まり、地丁銀制がはたして郷紳、大土地所有者層に不利であるとすれば、その実施は省単位あるいは全国規模で彼らを抑えこみえたことを意味する。おそらくそれは、奏銷案に見られるように、広泛な郷紳、大土地所有者層を抑えこみえた当時の政治情勢と関係する。地丁併徴の実態は、「地主層が、時の政治権力を「通じて」支配する」といったものとは、はるかに異なったものではなかったか。

以上述べたように、郭松義氏の重厚な研究にもかかわらず、地丁銀制をめぐる王朝国家と地主層との関係は、必ずしも十分に解明されていない。これを明らかにするためには、たとえば李華氏も紹介し、郭松義氏も紹介した、杭州等における「攤丁入地」を阻止する動きに反対する暴動などをより詳細に追ひ、地丁併徴の実施に関する具体像、つまり在地における権力構造をより綿密に解き明かす必要がある。

三

王鈺欣「明清兩代江西景德鎮の官窯生産と陶政」は、景德鎮の官窯に関する包括的な研究である。これまで、景德鎮の研究といえば、ほとんど陶磁史の研究か、資本主義萌芽問題の研究に関連させたものであったが、王鈺欣氏の研究はそのいずれでもなく、景德鎮の陶政制度そのものに焦点をあてたもので、本論文の意義はここにあると考えられる。ことに、ページ八八～八九では、明代建文年間から清代光緒年間までの磁器焼造情況と焼造数量が統計化され、便利である。この統計によって、乾隆後期から生産量が減少していることを確認し、潘祥氏が、「清代御器の年間生産

量は、明代に比べて激増しているだけではなく、一代ごとに激増している」(清代前期景德鎮磁業資本主義萌芽に関する考察)『中国史研究』一九七九(二)と指摘したのを否定している。

また、王鈺欣氏は、『陶錄余論』に「廠器尽搭燒民窯、照教給値、無役派賠累也」とあるのを根拠に、「官搭民燒」制度はすでに民窯戸に対する強制的な性質をもたなくなつたと論じている。しかし、この議論には疑問が残る。というのは、「照教給値、無役派賠累」とは一種のレトリックであり、宋代に「和買」「和雇」と言っても、国家による民戸への強制的買付け、強制的徴用の性格を依然として強く残したのと同じと考えられるからである。

さて、王鈺欣氏の研究を、日本の景德鎮研究と対比するところであろうか。日本でもこれまで、尾崎洵盛氏や佐久間重男氏によるすぐれた研究があるが、しかし、明清兩代を通じ陶政そのものに焦点をあてた本格的な研究はないようである。ただ、荒井幸雄氏によって近年公表された研究、「監陶官の上奏文について」(『東洋陶磁』第七号、一九八二)は、注目すべき業績である。

荒井幸雄氏は、従来、景德鎮の研究で利用されつくした感のある『景德鎮陶錄』『浮梁県志』などの諸史料にあきたらず、台北故宫博物院において監陶官たちから皇帝にさし出された檔案を調査し、現段階で計九四件の史料を収集しえた。その結果として、(1)監陶官としてすでに著名な唐英のほか、乾隆六年以降、御器廠に常駐していた老格という名造作監司がいた。(2)乾隆七年以前は、御器廠で焼造されたすべての器物は北京の内務府広儲司に送られていたが、この年六月以降は、選外次色の磁器を現地の九江で売却し、その金を養心殿に納入した。(3)御器廠の年間経費は一万兩

であり、これは九江関監督の養廉銀より一千兩も少なく、国の財政からみて御器廠は財政的に優遇されていたとはいえない、など、数々の重要な事実を明らかにした。

これらの諸事実は、景德鎮の官窯制度そのものと関連し、王鈺欣氏の研究とも大いに関連する。檔案を利用した研究では、主に清代社会経済史や農民反乱(戦争)の分野で著しい成果を収めつつあるが、荒井氏の研究は、陶政の研究においても、檔案が有力な武器となることを示している。

四

許曾重「王聰児評価のいくつかの問題を試論する」は、まさしく檔案そのものをもとにした研究であり、いわゆる嘉慶白蓮教反乱において活躍し、これまできわめて高い評価をえてきた王聰児という一女性について、彼女の再評価をはかったものである。

許曾重氏はすでに、「劉之協が川楚陝農民大起義ではたした役割の考察」(『清史論叢』第二輯、一九八〇、林易氏との共著)において、劉之協という白蓮教徒の全面的再評価をはかった。許曾重氏によれば、劉之協は混元教のなかで決して高い威信はなく、「教主」でも「総教首」でもなかった。劉之協が各地の官僚によつて、確実に最も重要な教首であると考えられるようになったのは、劉松・宋之清ら教団幹部が逮捕され殺されるなかであつて逃亡に成功したため、いつのまにか官憲によつて虚像がつくられるようになったためだ、という。劉之協といえは、これまで『戲靖教匪述編』などによつて、嘉慶白蓮教反乱を起した中心人物であるかのように見なされ、それがほとんど通説化してきただけに、

許曾重氏による彼の再評価の試みの意義は大きい。今回の王聰児再評価でも、許曾重氏は同じく檔案を駆使する手法を用いており、この意味で両者は一連の研究である。

これまで王聰児に対する評価は、極めて高かった。たとえば、石立「八路兵馬総指揮王聰児」(『歴史研究』一九七五―四)では、彼女は各地の白蓮教軍の総指揮者であったとされる。これと同文は、『中国農民起義領袖小伝』(開封師範学院歴史系編、一九七六)にも収められる。この書は、その名のとおり中国歴代の農民反乱(起義)のリーダーを紹介したものであつて、歴史上有名な嘉慶白蓮教反乱のリーダーとしては、彼女が紹介されるだけである。王聰児が八路兵馬総指揮であつた、という点については、すでに馮佐哲「王聰児は『八路兵馬総指揮』であつたか?」(『歴史研究』一九七八―一)で否定されている。しかし、馮佐哲氏も、王聰児をすくなくとも襄陽起義軍内での最高指揮者であつたように見なしているようである(馮佐哲「嘉慶年間五省白蓮大起義」『清史論叢』第二輯、一九八〇)。このほか、蔣維明「川湖陝白蓮教起義資料輯録」一九八〇、ページ五―八、謝天祐・簡修煒「中国農民戦争簡史」(一九八一、「清前中期地区性の農民起義」ページ三七二―三七四)など、近年発表された多くの論著の中でも、王聰児はきわめて高く評価されている。

しかし、王聰児がこのように高い評価を受けるようになったのは、実際には文化大革命以後のことのようである。というのは、文化大革命以前に書かれた、たとえば董蔡時「川楚白蓮教農民大起義を試論する」(『文史哲』一九五八―七)、あるいは王竹楼「一七九六―一八〇五年の白蓮教大起義」(『中国農民起義論集』

一九五八、所収)では、王聰児「齊王氏は『姚斉義軍』などと常に姚之富と並列して語られるにすぎない。ところが、夏家駿『清代中葉の白蓮教起義』(一九七四)になると、「堅貞不屈の女英雄」という特別な一節がもうけられ、王聰児一人が襄陽起義軍を指揮したかのように語られるようになり、さらに先に示した石立氏のように、王聰児はついに襄陽軍のみならず、八部隊全軍の最高指揮者として語られるようになるのである。つまり、王聰児が歴史研究の上で大きくクローズアップされはじめるのは、文化大革命がはじまってからであり、この情況の中で彼女のイメージははてしなく膨らみ、ついに虚像を結んだのである。

許曾重氏は、王聰児についてこれまでなされた論述に対し、「史料に記載がないのに、何を根拠としたのかわからない」とか、「ある論著は、想像をもつて事実に替えたのだ」とか、きわめてはげしい口調で批判している。許曾重氏によれば、王聰児が襄陽地区の反乱を発動したのではなかったし、また彼女が襄陽起義軍の重要な指導者となつてからも、実際の地位は姚之富の下にあつたという。氏が、「王聰児に彼女本来の面目に適合した歴史地位を与えようと試みる」(傍点評者)と述べるのは、文革期に異常なまでに膨んだ虚像を歴史本来の実像にもどそうと言うのである。王聰児評価の問題が、このように文化大革命という特別な情況で生まれたとすれば、この情況を共有しない日本の歴史学界では、この問題は生まれるはずはなく、近年出版された二つの論考、鈴木中正「清朝中期における民間宗教結社とその千年王國運動への傾斜」(『千年王國的民衆運動の研究』一九八一、所収)、および小林一美「嘉慶白蓮教の叛乱」(『中国民衆叛乱史』第三卷、一九

八二、所収)の解説には、ともに王聡児に関する特別な言及は見られない。

許曾重氏による王聡児評価は、きわめて説得力に富むが、しかし問題がないわけではない。それは、周凱「紀邪匪齊二寡婦之乱」(中国社会科学院歴史研究所清史室・資料室編『清中期五省白蓮教起義資料』第五冊、一九八一、所収)に対する徹底した資料批判がなされていないことである。「紀邪匪齊二寡婦之乱」では、王聡児がきわめて重要な人物として描写され、ここに見える王聡児像は、周凱の時代から百数十年を経て、夏家駿氏や石立氏によって文化大革命以後描かれた王聡児像とほとんど重なっているのである。周凱は何を根拠として、また何故王聡児を襄陽軍中におけるきわめて重要な人物と見なしたのか、についての考察を欠く時、現代の王聡児像を消しさり実像に返すことも、十分に成功しないであろう。言葉をかえれば、「王聡児伝説」というべきものが、どのような過程で誰によって形づくられていったか、明らかにする必要があるということである。馮佐哲「清代農民起義のリーダー王聡児は、結局のところどこで犠牲になったのか」(『天津師院学報』一九七八)によれば、今でも次のような民謡が流伝しているという。

齊二寡婦(王聡児)真胆大、刀槍矛子都不怕。一心要過大小壩。殺条血路進四川、聯合兄弟殺進京。

この民謡が近年にわかに作られたものでなく、真実古くから歌いつがれてきたのだとすれば、虚像としての王聡児像をもったのは、周凱のような知識人だけではなかったことになる。日本の「義経伝説」のように、「伝説」には伝説の重みと意味がある。

その「伝説」をも解明しないと、歴史の「実像」そのものが鮮明に浮かびあがらないであろう。

五

鞠徳源「清代題奏文書制度」は、清初から清末にいたる題本制度、奏本制度、奏摺制度の実際のあり方とその変遷とを、包括的に述べたものである。これに類した研究としては、劉子揚・朱金甫・李鵬年「故宮明清檔案概論」(『清史論叢』第一輯、一九七九)があり、また「故宮博物院院刊」の各号にも、鄭里「明清檔案」鞠徳源「清代の編年体檔案冊と官修史書」、鄭里「清代中央軍政機関の檔案」、單士元「明清檔案叢談」などがあるが、これらが檔案そのものの紹介と整理情況の紹介を主眼としたものであったのに比べ、今回の鞠徳源氏の研究は、檔案制度の変遷を問題としたものである。

清代の題本制度、奏摺制度の研究は、わが国で宮崎市定「雍正硃批諭旨解題」(『東洋史研究』第十五巻第四号、一九五七、のち『アジア史論考』下巻、一九七六、所収)によって先鞭をつけられながら、その後、これを引き継ぐ本格的な研究は近年になるまであらわれなかった。これに対し、アメリカと台湾ではこの種の研究が進み、吳秀良(S. H. L. Wu)氏や莊吉發氏などによるすぐれた研究が生まれた。たとえば、奏摺制度は何に起源するか、との問題について、吳秀良氏は Silas H. L. Wu "Communication and Imperial Control in China—Evolution of the Palace Memorial System 1693-1735." (1970) において、それを満洲八旗の人々が旗主や皇帝に対してしてきた請安(御機嫌う

かがい)の習慣に求め、清代の奏摺制度はこうした満洲民族にあった請安摺の伝統から発展したものと述べる。これに対して、**莊吉發氏**は、『清代奏摺制度』(一九七九)において、(1)明代葉向高の請安奏、本が清代の請安奏、摺ときわめて類似していること、(2)康熙年間に使用された奏摺は、奏、本をたてまつる時の書式に照らして書かれていること、(3)奏摺の摺とは、もとは「摺子」＝清単(明細書)を意味し、奏摺とは摺子を付した奏本の意味であったこと、などによって、奏摺制度は明代以来行われてきた奏本制度を起源とし、これを損益したものだと述べる。さらに、近年出版された楊啓樵『雍正帝とその密摺制度研究』(一九八二)では、これとも違った見解が述べられる。これらに対し、**鞠德源氏**は、『奏摺制度の出現と発展』という一章を設けながら、この問題については今回一切論及しなかった。また、**鞠德源氏**は、注記なしに軍機処の設立を雍正八年のこととしているが、軍機処設立の年代については諸説がある現状である。これらの問題について、**鞠德源氏**独自の見解を聴いてみたい。

六

紙数の関係で、もはやこれ以上の紹介・批評は不可能であるが、このほかにも是非紹介しておきたいものが多い。たとえば、**何齡修**「柳敬亭の生年およびその他について」などが、それである。**柳敬亭**の研究といえば、これまでほとんど**陳汝衡氏**の独壇場であった。**何齡修氏**は、これまで**農民反乱研究**や**孔府研究**で知られる

が、今回、氏は本来文学史研究者が担当すべき問題に切り込んだのである。氏によれば、**柳敬亭**の生年を万曆二〇年(一五九二)とすべきであり、また彼が北京へ来た年を康熙九年(一六七〇)とすべきであり、**陳汝衡氏**の説は誤りであるという。本論考は短文であるが、その考証は緻密である。

『清史論叢』のように内容が多様な雑誌を正確に書評するためには、評者は最もふさわしくない者の一人である。にもかかわらず、この書評をひきうけたのは、中国の清代史学界の現段階を評者なりに受けとめてみたからであり、これを通して書評を依頼された周遠廉先生の熱意に少しでもお応えしたかったからである。普通の書評のスタイルによらず、『清史論叢』第三輯に収録された論文だけではなく、その第一輯、第二輯に収録された関連論文をも紹介し、かつ、これらに対応するわが国で発表された論文をできるだけ紹介して両者を対比したのは、以上のような評者の意図による。しかし、評者の力不足によって、当然ここで紹介すべき研究を見落しているであろうと考える。

最後に、書評にあたって、関連論文を御教示いただき、多数の参考資料を提供してくださった、京都大学人文科学研究所明清班の班員諸氏、富山大学文学部の同僚諸氏、富山大学文学部専攻生に心より感謝する。

(B5判 二七五頁 一九八二年二月 中華書局 一・七〇元)

(富山大学文学部助教授)